

地域密着型サービス等 整備推進事業の概要

1

東京都福祉局
高齢者施策推進部施設支援課
グループホーム整備推進担当

地域密着型サービス等（都市型軽費老人ホームを除く。） に対する補助金について

- 認知症高齢者グループホーム整備促進事業
- **地域密着型サービス等整備推進事業**
 - ① 小規模多機能型居宅介護
 - ② 看護小規模多機能型居宅介護
 - ③ 地域密着型特別養護老人ホーム
 - ④ ③に併設されるショートステイ
 - ⑤ 認知症対応型デイサービスセンター
 - ⑥ 地域包括支援センター 等

目次

- 令和 8 年度の改正点について……………P.4-5
- 補助制度の概要……………P.6-18
- 財産処分について……………P.19
- 関係資料一覧……………P.20

令和 8 年度の改正点について

● 物価調整額の増額

物価調整額：建築費の高騰に対応する加算（物価スライド方式による）

<創設・増築単価>

【R 7】

区分等		補助額（千円）		
		基準額	物価調整額	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	64,700	79,260	143,960
	整備促進地域 （※）	97,050	79,260	176,310
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		31,950	31,510	63,460

【R 8】

区分等		補助額（千円）※変更可能性あり		
		基準額	物価調整額	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	64,700	120,670	185,370
	整備促進地域 （※）	97,050	120,670	217,720
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		31,950	49,760	81,710

※ 整備促進地域

特別養護老人ホームの整備率が2. 0 %未満の区市町村の申請に基づき指定する地域。
指定地域では補助基準額を1. 5 倍とする。

<改築・増改築単価>

【R7】

区分等		補助額（千円）		
		基準額	物価調整額	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	77,640	95,110	172,750
	整備促進地域（※）	109,990	95,110	205,100
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		38,340	37,810	76,150



【R8】

区分等		補助額（千円） ※変更可能性あり		
		基準額	物価調整額	合計
地密特養 定員29人の場合	その他の地域	77,640	144,810	222,450
	整備促進地域（※）	109,990	144,810	254,800
小多機・看多機 宿泊定員9人の場合		38,340	59,710	98,050

※ 増改築の場合、改築する定員分のみ割増単価を適用する。

補助制度の概要

事業の目的

地域密着型サービス等整備事業に係る費用の一部を補助し、整備促進を図る。

補助の方式

実施主体：区市町村

補助の方法：間接補助 都→補助事業者（区市町村）→間接補助事業者

※事業者の指定・指導等は区市町村が行う

※区市町村で定める「介護保険事業計画」における「日常生活圏域ごとの面的整備計画」に基づき、区市町村が設置を認め、事業者指定が行われる見込みがあることが前提

参考：用語の定義

補助事業者	事業を実施する区市町村又は間接補助事業者に補助を行う区市町村
間接補助事業者	区市町村（補助事業者）がこの事業の目的のために補助金を交付する、地域密着型サービス等の建物を整備する運営事業者、土地所有者又は建物所有者
運営事業者	地域密着型サービス等を運営する区市町村又は法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等）

【事業者創設型等整備事業】

整備区分

①創設（開設）

新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）

②増築（床）

既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。

③改築（再開設）

既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）

※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。

※ 2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。

この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。

※ 3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

④増改築

既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）

※ 1、※ 2 について同上。

整備手法

①事業者整備型（事業者創設型・事業者改修型）

運営事業者が、自ら設置運営する目的で建物を整備（新築・買取・改修）するもの

②オーナー整備型（オーナー創設型・オーナー改修型）

土地・建物所有者が、運営事業者に貸し付ける目的で建物を整備（新築・買取・改修）するもの

補助額の概要

	基本単価	加算単価
	【地域医療介護総合確保基金】都10/10 ※GH等併設の場合は単価1.05倍	【都単独補助】 都3/4、区市町村1/4
地密特養	5,960千円／床	整備促進地域・定員29人の場合 217,720千円
地密特養併設ショート	5,960千円／床	12,310千円／定員
小多機・看多機	44,700千円／施設	定員9人の場合 81,710千円
定期巡回随時対応型	7,900千円／施設	—
認知症対応型デイ	16,000千円／施設	—
その他（地域包括等）	（種別ごとに単価設定）	—

※ 整備促進地域

特別養護老人ホームの整備率が2.0%未満の区市町村の申請に基づき指定する地域。
指定地域では補助基準額を1.5倍とする。

※ 加算単価の有無は各区市町村の任意。実施状況については、計画地の区市町村に確認すること。

基本単価表

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位
地域密着型サービス等の整備		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,960千円	整備床数
小規模養護老人ホーム	3,190千円	整備床数
小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,960千円	整備床数
小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	44,700千円	施設数
認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数
介護予防拠点	11,900千円	施設数
地域包括支援センター	1,600千円	施設数
生活支援ハウス	47,500千円	施設数
緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数
施設内保育施設	16,000千円	施設数
介護施設等の合築等		
上記の地域密着型サービス等の整備の事業対象施設及び認知症高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院又は都市型軽費老人ホームのいずれかと合築・併設する場合	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる

加算単価表＜創設・増築＞ ※変更可能性あり

対象施設	補助基準額（高騰加算含む）		補助率
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	宿泊定員		3／4 （※2）
	1人：	1,900 千円	
	2人：	11,880 千円	
	3人：	21,850 千円	
	4人：	31,830 千円	
	5人：	41,810 千円	
	6人：	51,770 千円	
	7人：	61,750 千円	
	8人：	71,730 千円	
	9人：	81,710 千円	
地域密着型特別養護老人ホーム	整備促進地域（※1）		3／4 （※2）
	定員	定員	
	～15人：	15,130 千円	
	16人：	29,600 千円	
	17人：	44,070 千円	
	18人：	58,530 千円	
	19人：	73,020 千円	
	20人：	87,480 千円	
	21人：	101,950 千円	
	22人：	116,420 千円	
	23人：	130,900 千円	
	24人：	145,360 千円	
	25人：	159,840 千円	
	26人：	174,300 千円	
	27人：	188,780 千円	
	28人：	203,250 千円	
	29人：	217,720 千円	
	その他の地域		
	定員	定員	
	～15人：	12,880 千円	
	16人：	25,200 千円	
	17人：	37,520 千円	
	18人：	49,830 千円	
	19人：	62,170 千円	
	20人：	74,480 千円	
	21人：	86,800 千円	
	22人：	99,120 千円	
	23人：	111,450 千円	
	24人：	123,760 千円	
25人：	136,090 千円		
26人：	148,400 千円		
27人：	160,730 千円		
28人：	173,050 千円		
29人：	185,370 千円		
地域密着型特養 併設ショートステイ	定員 1人当たり	12,310 千円	10／10
区市町村所有地活用モデル加算	1か所当たり	10,000 千円	

※1 特別養護老人ホーム（広域型・地域密着型の合計）の整備率が2.0%未満の区市町村からの申請に基づき、東京都が指定する。

※2 区市町村が実際に支出する額と補助基準額とを比較し、少ない方の額の4分の3（千円未満切捨て）を都から区市町村に対して補助する。残りの4分の1については区市町村負担が必要。

補助対象経費

- **工事費**又は**工事請負費**
- **工事事務費**（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）
→なお、工事費又は工事請負費（対象経費）の2. 6%に相当する額を限度とする。

補助対象外経費

- 土地の買収又は整地に要する費用
- 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- 設備整備に要する費用
- 職員の宿舍に要する費用
- その他施設整備費として適当と認められない費用

※都からの補助内示後に入札・契約・工事着手をすること。

（内示前に契約済みのもの、整備着手しているものや整備済のものは補助対象外）

補助額の例

認知症高齢者グループホームと小規模多機能を併設する場合

（GH 2 ユニット（重点的整備促進地域）、小多機宿泊定員 9 名とする））

		GHへの補助	小多機への補助
GH整備促進事業	基準額	※2 134,560	—
	併設加算	10,000	
	基金加算	※3 46,935	—
地域密着型整備推進事業	基本単価	—	※3 46,935
	加算単価※1	—	※2 81,710
小計		191,495	128,645
補助額合計		320,140千円	

※1 区市町村によっては加算を実施していない場合あり。

※2 物価調整額を含む。

※3 合築・併設がある場合の単価。

区市町村所有地活用モデル加算

加算単価による補助を受ける小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホームの整備事業のうち、区市町村所有地を貸し付け、整備する場合に加算される。

- 対象種別：小多機、看多機、地密特養
- 補助額： 1 か所あたり 10,000 千円
- 補助率： 都 10 / 10

※加算単価による補助を受ける場合のみ加算される。

【大規模な修繕等を実施する事業】

- 既存施設の大規模修繕等（施設の整備と一体的に整備されるものであって、東京都知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な経費を補助する。
- 補助対象：**工事費**又は**工事請負費**
工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）
→なお、工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。
ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）等の他の補助金との併用不可。
- 補助基準額等

補助対象施設	補助上限 (1施設あたり)	補助下限 (1施設あたり)	補助率
地域密着型特別養護老人ホーム	1,660万円	80万円	都1/4 区市町村1/4 事業者1/2
小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能居宅介護事業所	833万円		

※本事業の実施は区市町村の任意。実施状況については、所在地の区市町村に問い合わせること。

【DX推進コンサル経費補助】

- デジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の導入にかかるコンサル経費について、施設整備費補助事業にあわせて補助する。

- ・補助方式：間接補助 都→補助事業者（区市町村）→間接補助事業者
- ・補助対象施設：地域密着型特別養護老人ホーム
- ・補助基準額：1 か所あたり1, 000千円
- ・補助率：都3／4、事業者1／4

※既存施設における機器購入費用の補助を希望される場合は、次世代介護機器導入支援事業等を活用してください。

○ 留意事項

- ・本事業は、単なるDX機器の納品・設置業務や、それに付随する操作説明業務等を対象とするものではなく、DX機器導入に係るコンサル業務（導入検討、業務整理、運用設計等）への補助を想定したものである。
- ・コンサル委託内容は、DX機器の施設の設計段階から開設後の運用定着までを、一体的に支援する内容・スケジュールとすること。

【参考：その他、整備用地確保に対する支援】

● 定期借地権の一時金に対する補助

- ・対象 : 地密特養、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等
- ・補助率 : 都1/2、事業者1/2
- ・対象経費 : 路線価の1/2（上限10億円）と一時金設定額を比較して少ない額（条件によって補助額拡充あり）

● 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業

- ・事業者が借地で新たに地密特養・併設ショート、小多機、看多機を単独で整備する場合、土地賃料の一部を区市町村を通じて補助
- ・補助率 : 都1/2、事業者1/2
- ・対象期間 : 60か月
- ・基準額 : 区市町村ごとの公示地価により3段階（年額700万、1300万、2200万円）

※「定期借地権の一時金に対する補助」及び「借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業」の詳細については、「特別養護老人ホーム等整備費補助制度の概要」をご確認ください。

財産処分について

補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを「財産処分」といい、財産処分を行うには、補助金交付元の長（東京都知事等）の承認が必要です。

また、財産処分を行う場合には原則として補助金相当額の返還が必要となります。ただし、転用等の内容によって返還が免除になる場合もあります。

なお、承認を受けずに処分をした場合は、交付決定取消し（＝補助金返還）の対象となります。

転用	補助金等の交付の目的に反して、補助財産を使用すること。
譲渡	補助財産の所有者が変わること。
交換	補助財産を第三者が所有する財産と交換すること。
貸付	補助財産の使用者が変わること。
抵当権の設定	補助財産を担保に供すること。 ※施設創設時や大規模修繕時の借入による抵当権設定も財産処分手続きが必要。 ※根抵当権の設定はいかなる理由でも認められない。
取壊し	補助財産（不動産）の使用を中止し、取り壊すこと。
廃棄	補助財産（動産）の使用を中止し、廃棄すること。

よくある例

- ◇ 都補助金を活用した新規施設整備の際、整備費として金融機関から借入れを実施し、補助対象施設に抵当権を設定
- ◇ 補助施設の全て又は一部を別種別施設の用途に使用
 - ・認知症対応型デイサービスセンターを一般型デイサービスセンターに転用
- ◇ 補助を受けて整備した施設を廃止
- ◇ 補助施設の運営者の変更に伴い、新運営者に建物を譲渡
- ◇ 老朽化により補助施設を改築

別紙「補助対象事業に係る財産処分の適正化について」により詳細が掲載されておりますので、必ずご確認ください。

財産処分を行うことができるのは、承認後です。

承認手続きには2か月以上必要です。（案件により長期間に及びます。）

上記のような処分を検討される場合は、早めに区市町村へ御相談ください。

関係書類一覧

- 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱
- 令和 8 年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱
- 令和 8 年度地域密着型サービス整備促進地域指定基準
- 認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領【事業者整備型・オーナー整備型】

※認知症高齢者グループホームについての記載ですが、地域密着型サービス等整備推進事業においても、上記審査要領を参照してください。

※令和 8 年度に適用される実施要綱等については、決定次第 HP に掲載します。

※ご質問等お問い合わせは、HP の質問フォームへ